

各記事の内容については、タイトル横の二次元コードからご確認ください

令和7年度第2回地方労働審議会を開催しました

令和8年3月23日に、令和7年度第2回地方労働審議会を開催しました。

公労使の各委員にご出席いただき、令和7年度の行政運営実施状況を報告し、令和8年度の行政運営方針(案)について審議を行いました。

静岡労働局では、次年度最重点施策（①賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援、②中小企業等における人材確保支援の強化及び労働者の学び・学び直し等の促進、③女性の活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援、ハラスメント防止対策等働きやすい職場環境の整備、④長時間労働の抑制と安全で健康に働くことができる環境づくり）に基づき、引き続き適正な行政運営に努めていきます。

※本審議会の議事録は取りまとめでき次第、静岡労働局HPに公開いたします。



▲審議会の様子
(静岡地方合同庁舎4階大会議室)

令和7年度第2回静岡県地域職業能力開発促進協議会を開催しました



令和8年3月5日に、地域の関係者に参画いただき、令和7年度第2回静岡県地域職業能力開発促進協議会を開催しました。

協議会では、公的職業訓練の実績や、職業訓練実施機関、訓練受講者を採用した企業及び訓練を修了した方からのヒアリング結果等を踏まえ、地域の実情に応じた訓練のニーズについて協議を行い、令和8年度「静岡県地域職業訓練実施計画」を策定しました。この計画に基づき関係者間で連携し、地域のニーズに即した訓練コースを設定するとともに、デジタル分野における能力開発の重要性の発信や、応募率、就職率向上に向けた取組等により、効果的かつ効率的な公的職業訓練を実施していきます。



▲協議会の様子
(静岡地方合同庁舎4階大会議室)

詳しくは、静岡労働局ホームページをご覧ください。

ユースエール認定通知書交付式を行いました



若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良である「ユースエール認定企業」として、1月28日に「株式会社エコワーク」（島田市）を認定、また2月9日には「株式会社安藤工業」（静岡市駿河区）を認定し、ハローワーク島田及びハローワーク静岡において、それぞれ認定通知書を交付しました。両企業は正社員の年平均有給休暇取得日数や若者の採用に積極的であるなど、複数の項目を満たしました。

これにより、静岡県内の認定企業は33社となりました。

ユースエール認定

株式会社エコワーク（島田市）



▲株式会社エコワーク 代表取締役社長 大河原 様(中央)
株式会社エコワーク 執行役員部長 高野 様(右)
ハローワーク島田 澤野所長(左)

ユースエール認定

株式会社安藤工業（静岡市駿河区）



▲株式会社安藤工業 代表取締役 安藤 様(中央)
株式会社安藤工業 経理 山本 様(左)
ハローワーク静岡 河原崎所長(右)



4月から雇用保険料率が変わります



令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの雇用保険料率は以下の通りです。

- ・労働者負担・事業主負担ともに、5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。）。
- ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和8年度の雇用保険料率>（赤字は変更部分）

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
				失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します



静岡労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、大学生等に自らの労働条件の確認を促すほか、事業主にも労働条件の明示を確実に実施していただくことを目的としたキャンペーンを実施します。

労働条件に関する相談は、労働局・労働基準監督署に設置した「総合労働相談コーナー」で相談できます。キャンペーンの期間中は「若者相談コーナー」を設置し、大学生等の相談に重点的に対応します。

平日夜間・土日祝日は、「労働条件相談ほっとライン」にて相談可能です。

- ・ 静岡県内の総合労働相談コーナー ⇒
- ・ 労働条件相談ほっとライン 0120-811-610
(月～金：17時～22時 土日祝日：9時～21時)
- ・ 確かめようアルバイトの労働条件 (厚生労働省HP) ⇒



- 学生・生徒をアルバイトとして雇用する際は次のことをご確認ください。
- 書面で労働条件を明示しましょう。
 - 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。
 - シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。
 - 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。
 - 商品を強制的に購入させることはできません。
 - 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

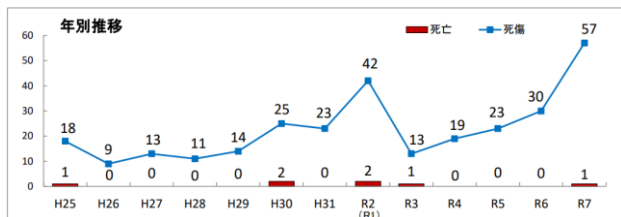
4月は『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』準備期間です



準備期間 **4月** にすべきこと きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう。

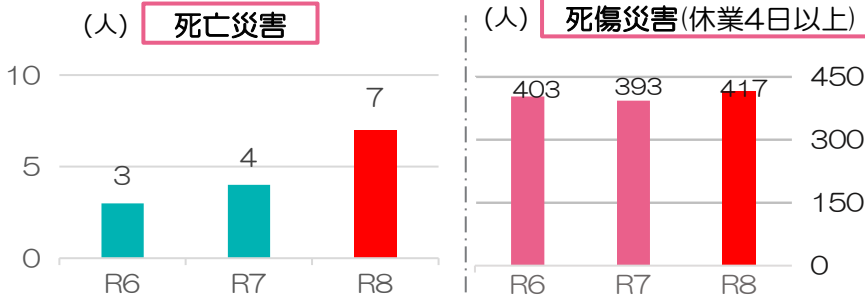
- 労働衛生管理体制の確立**
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
- 暑さ指数 (WBGT) の把握の準備**
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
- 作業手順・作業計画の策定**
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定
- 設備対策の検討**
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
- 休憩場所の確保の検討**
冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
- 服装の検討**
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
- 教育研修の実施** (ガイド・教育動画 e-learning)
管理者、作業員に対する教育を実施
- 緊急時の対応の事前確認**
緊急時の対応 (異常時における連絡体制や対応手順等) を確認し、関係者に周知

静岡労働局管内の熱中症死傷災害 (年別推移)



労働災害発生状況（令和8年2月末時点発生分）

（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）



静岡県内で機械や設備等に挟まれて死亡する災害が続発！

機械安全化の原則を徹底してください！

- ◎本質安全の原則
機械の危険箇所（危険源）を除去する、人に危害を与えない程度にする。
- ◎隔離の原則
カバーや柵等を設けて、機械の稼働範囲に身体が入らないようにする。
- ◎停止の原則
機械の稼働範囲での作業は、機械を確実に停止させてから行うようにする。



詳しくはホームページをご確認ください



令和8年2月末時点における県内の死亡災害は7人で前年同期に比べ3人増加、死傷災害については417人で前年同期に比べ24人増加しています。死亡災害については、**製造業で2人、建設業で1人、その他で4人**が被災しています。

また、死亡災害のうち3人が「**はさまれ、巻き込まれ**」により被災し、全体の約**43%**を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「リーフレット」を参考にいただき、**機械安全化の原則の徹底を進めていただきます**ようお願いいたします。

静岡県有効求人倍率（令和8年2月）



<雇用情勢の概況>

令和8年2月の有効求人倍率（季節調整値）は1.06倍となり、前月と同水準となりました。静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「**改善の動きに一段と弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。**」と判断しています。

